

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月21日（平成28年（行情）諮問第600号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第778号）

事件名：陸幕だより（第546号）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『陸幕だより』2015年11月発行分。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「『陸幕だより』第546号（27.11.11）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月28日付け防官文第1349号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、PDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（なお、異議申立人が添付している資料の内容は省略する。）

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 紙媒体についても特定を求める。
- (5) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を提示すべきである。
- (6) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年1月28日付け防官文第1349号により開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 陸幕だよりについて

「陸幕だより」は、陸上自衛隊の各級指揮官等への情報の速達を図るため、陸上幕僚監部監理部総務課広報室が月2回（第2及び第4月曜日）を基準として作成している部内広報誌であり、その保存期間は次号の発行予定日の前日までとしている。閲覧は、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、陸上自衛隊内部のネットワークである陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することにより行っており、紙媒体及び複写した電磁的記録は保有していない。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の

全ての内容を複製しているか確認を求めるが、異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複製の交付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「「行政文書」についての国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記2のとおり、「陸幕だより」は陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することで閲覧を行っていることから、当該データである電磁的記録のみを保有し、紙媒体は保有していない。

なお、原処分に当たり、念のため陸上幕僚監部内の全ての部署及び「陸幕だより」を閲覧可能な全ての部隊において、書庫及び倉庫を探索したが、紙媒体の存在を確認することはできず、さらに、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の探索においても、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

- (5) 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については紙媒体を保有しておらず、また、原処分において電磁的記録を適正に特定しており、それに見合った開示実施手数料を通知している。

- (6) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月12日 審議
- ④ 同月24日 異議申立人から意見書1及び2並びに資料を收受
- ⑤ 平成29年3月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の

電磁的記録の特定を求めているところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、理由説明書（上記第3の2）で説明したとおり保存期間が満了しているものは廃棄済みであり、また、保存期間経過前のものは陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示しており、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、印字した紙媒体は保有していない。

イ 本件対象文書の電磁的記録は、いわゆるプレゼンテーションソフトにより作成した原稿データを閲覧用に直接PDFファイル化したデータであり、開示請求時点に掲載していたデータを特定している。また、原稿データは閲覧用のPDFファイル形式のデータを作成後廃棄しているため、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、確実を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体やPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在は確認することができなかった。

エ なお、理由説明書（上記第3の3（1））においては、本件対象文書の電磁的記録について、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定していると記載しているが、上記イのとおり、保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、理由説明書の上記記載は誤りである。

(2) そこで検討すると、本件対象文書は、保存期間が次号発行予定日の前日までと短く定められており、長期間の保存を必要としていないこと、また、保存期間満了後に次号を上書きすることにより前号を順次廃棄しているところ、本件対象文書の管理は、電磁的記録の形式で行うことがペーパーレス化の促進及び業務簡素化にもつながることから、本件対象文書は電磁的記録のみで保有しているとする諮問庁の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情も存しない。

また、諮問庁は、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在について、確実を期すために再度の確認を行ったが、その存在は確認されなかった旨説明しているところ、防衛省における上記のような本件対象文書の管理状況からみて、その確認が不十分であるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の紙媒体及びPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

(3) 以上のことから、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子